

立地適正化計画素案（第2回資料）に係る意見 審議会中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料1-2
令和5年度第3回逗子市都市計画審議会
2023年（令和5年）11月20日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
1	資料2	急傾斜地崩壊危険区域に関する事項	急傾斜地崩壊危険区域に対して、命にかかわることであるため、市として県との連携や緻密な制度設計をお願いしたい（急傾斜地崩壊対策工事に対して全員同意が必要なこと、市の補助金の拡充、民有地への適用が難しい点を考慮すること）。	安田委員	■	【第2回審議会時回答】 急傾斜地崩壊危険区域そのものの制度に対する御意見として、いただいたご意見は改めて関係部局に伝える。 【対応方針】 -
2	資料2	がけ地近接等危険住宅移転事業	移住誘導に係る移転費用等の支援について、市、県、国で検討しているのか。	田幡委員	□	【第2回審議会時回答】 がけ地近接移転等事業の活用を検討を、まちづくり景観課で進めており、県とも調整をしている。除却費、引っ越し費用、金融機関からの利息相当額が補助対象となる。 【対応方針】 -
3	資料2	土砂災害レッドゾーンの考え方	土砂災害レッドゾーン対策の考え方として、「移転等により住まない地域とするリスク回避」「対策工事によるリスク低減」のどちらの方向性か。	安田委員	□	【第2回審議会時回答】 両方の要素が含まれるが、立地適正化計画では居住誘導区域からレッドゾーンは除くようにというのが国の考え方のため、レッドゾーンには新たに住まないように、新たに住む方を減らすことによって、元々のリスクを回避していくという方向性である。 【対応方針】 -
4	資料2	移転誘導の方向性	立地適正化計画にレッドゾーン内の居住人口割合の目標設定をしている以上、行政内部としてそれに向けたビジョン、具体的な政策を持つべきではないか。	高野委員	□	【第2回審議会時回答】 具体的な施策までは持っていないもの、様々な施策を重ね合わせることで、例えば、今回の居住誘導区域という考え方を一本挟むことによって、規制までとはいかないが、一つのストッパーを挟むということに、危険地域に新たな開発が行われないような方向性を示していければと考える。 【対応方針】 本市の実情として、移転先となりうる候補地がそう多くないという現状も踏まえ、移転費用等の支援、届出制度による新規開発等のコントロール、災害危険区域の周知等、様々な施策を組み合わせることにより、全体として人口減少が予想される中で、土砂災害レッドゾーンの人口割合の低減を目指していきます。 具体の事業実施にあたっては、本計画の趣旨を踏まえ、関係機関と協力して進めていきます。
5	67 70~71	国等が行う支援施策	優良建築物等整備事業が入っておらず、都市の機能や防災性向上の視点で、逗子駅周辺、東逗子駅周辺では有効であることから、都市機能誘導に関する施策について整理すること。	鈴木（伸）委員	○	【第2回審議会時回答】 - 【対応方針】 優良建築物等整備事業の活用を、施策体系に位置付けました。